

会津若松市手話言語及びコミュニケーション手段の利用に関する条例(案) 概要版

前文

- ・ 「手話は言語」であり、日常生活に欠くことのできない言語であることについて、市民の理解を深め、普及していく必要がある
- ・ 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段への理解や環境づくりを進め、安心して暮らせる共生社会を目指す

目的(第1条)

- ・ 基本理念に基づいた施策の推進について定め、障がいの有無に関わらず、お互いに人格と個性を尊重しながら安心して暮らすことのできる共生社会を実現する

基本理念(第3条)

- ・ 手話が言語であることの普及
- ・ 多様なコミュニケーション手段の円滑な利用の促進
- ※全市民が、相互の理解及び人格と個性を尊重し行われること

定義 用語の意義を定める

(第2条) コミュニケーション手段 : 手話言語、触手話、要約筆記、筆談、点字、指点字、拡大文字、音訳、平易な表現、実物や絵図の提示、身振り、重度障害者用意思伝達装置、情報取得やコミュニケーションで利用するもの

コミュニケーション支援者: 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者、盲ろう者向け通訳・介助員等の支援者 等

市の責務(第4条)

合理的配慮のもと

- ・ 基本理念に基づき、必要な施策を総合的かつ計画的に推進する

市民の役割(第5条)

- ・ 手話言語への理解
- ・ 市の施策に協力するよう努める

事業者の役割(第6条)

合理的配慮のもと

- ・ 手話言語への理解
- ・ 障がいのある人が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備
- ・ 市の施策

協力するよう努める

訪問者等への配慮(第7条)

本市を訪問し、又は本市に滞在するする障がいのある人に対して、多様なコミュニケーション手段を利用しやすい環境づくりに努める

施策の基本方針(第8条)

- (1) 手話言語を学ぶ機会を提供する施策
- (2) コミュニケーション支援者の確保及び養成に関する施策
- (3) 多様なコミュニケーション手段についての理解の促進に関する施策
- (4) 多様なコミュニケーション手段を利用するにあたっての環境の整備に関する施策
- (5) 多様なコミュニケーション手段による情報発信を推進する施策
- (6) 災害時における多様なコミュニケーション手段による情報取得を確保する施策 他

※ 市は、施策を推進するにあたり、障がいのある人、コミュニケーション支援者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない

障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画との調和をとりながら推進する

財政上の措置(第9条)

施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努める